

オープンカウンタ（公募型見積合わせ）実施要領（試行）

令和3年10月19日

（趣旨）

第1条 本要領は、建設工事等の案件に関してオープンカウンタ（公募型見積合わせ）を実施するために必要な事項を定めるものとする。

（適用範囲）

第2条 本要領は、国立大学信州大会計規則（以下、「会計規則」という）第29条による随意契約の案件について適用する。

（事前公募）

第3条 オープンカウンタに付そうとするときは、その提出書類受領期限の前日から起算して10日前までに本学ホームページにおいて公表するものとする。ただし、複数の者から見積の提出がない場合は、提出書類受領期限を5日以上延長する。その期限後も見積の提出がない場合は該当業者に直接見積を依頼する。

2. 第5条に規定する現場確認に立会が必要な場合において立会者の都合により日程を確保できないときは、見積に参加させる者を先着順にて制限できるものとする。
3. 第1項の公表の際には、次に掲げる事項について行うものとする。
 - (1) 見積合わせに付する事項（件名、仕様書、条件、期限、場所、図面作成等）
 - (2) 契約条項を示す場所（契約書案又は請書案）
 - (3) 提出書類受領期限
 - (4) その他必要と認める事項（立会が必要な場合の対応可能日及び先着数等）

（見積に参加させることができない者）

第4条 契約担当役は、会計規則第27条に規定する契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ないものを参加させることができない。

2. 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者は参加させることができない。
3. 第3条において示された条件に記載がない限り、建設工事の場合は、建設業法第3条に基づき建設業の許可を受けていない者は参加させることができない。
4. 第3条において示された条件に適合しない者は参加させることができない。

（現場確認）

第5条 公開した仕様書等で示した契約の内容、見積合せ条件等で書面に記載することが

難しい事項、錯誤の生じるおそれのある事項等について、補足説明をする必要があると認める場合には、現場確認にて説明することができる。

(見積書の提出等)

第 6 条 オープンカウンタを実施しようとする場合は、次に掲げる事項を記載した見積書を、見積参加者又はその代理人(以下「参加者等」という。)より提出させなければならない。

- (1)見積合わせに付する事項 (件名、場所、工期、適用期間、施工条件等)
- (2)見積金額及びその明細書 (建設工事の場合は、建設業法第 20 条によること)
- (3)参加者本人の住所、氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名、代表者から契約等に関する権限を委任されている代理人の場合は当該代理人の役職名、氏名)及び押印

(見積書の引換え等の禁止)

第 7 条 提出書類受領期限後において、参加者等に、その提出した見積書の引換え、変更又は取り消しをさせてはならない。

(無効の見積書)

第 8 条 次の各号の一に該当する見積書は、これを無効なものとして処理しなければならない。

- (1)仕様書等に示したオープンカウンタに参加する資格のない者の提出した見積書
- (2)見積合わせ事項名及び見積金額のないもの
- (3)記名押印がないとき(署名のみのときを含む。)その他必要な記載事項を確認できないもの
- (4)見積内容に重大な誤りがあるもの
- (5)見積金額の記載や明細の内訳等が不明確のもの (一式)
- (6)その他オープンカウンタに関する条件に違反した見積書

(取り止め)

第 9 条 見積金額が予算または基準額の制限を超過したとき、オープンカウンタを公正に実施することが認められないとき、若しくは、発注者の都合により、公募型見積合せの実施を延期し、若しくは取り止めることができる。

(見積価格の妥当性の確認)

第 10 条 提出した見積書において仕様書等と整合性あるいは妥当性が確認できない場合には、追加資料の提出を求めることができる。

2. 前項の追加資料によらない場合に、必要に応じてヒアリングを実施する場合がある。

(優先交渉権者の決定)

第 11 条 予算確保等の実施のための要求要件をすべて満たした場合、本学にとって最も有利な価格をもって有効な見積書の提出を行った者を優先交渉権者とする。なお、最も有利な価格をもって有効な見積書を提出した者が 2 者以上あるときは、その者すべてを優先交渉権者とする。

(価格交渉等)

第 12 条 前条の規定により決定した優先交渉権者と価格交渉等を行うものとする。

2. 価格交渉の期限は、優先交渉権者が決定した日の翌日から起算して、やむを得ない場合を除き最大 10 日とする。
3. 第 1 項に規定する価格交渉において、予算及び基準額の制限の範囲内の価格提示がなかったときは、見積書の価格に基づく順位に従って、優先交渉権者以外の参加者等と交渉することができる。
4. 第 1 項の規定により価格交渉を行ったときは、交渉結果を示した見積書を速やかに提出させなければならない。ただし、交渉により先に提出した見積書の価格に変更が生じない場合は、見積書の提出を省略することができる。

(契約の相手方の決定)

第 13 条 前条第 1 項の規定により優先交渉権者と価格交渉を行った結果、予算及び基準額の制限の範囲内で本学にとって最も有利な価格を提示した者を契約の相手方とする。

2. 2 者以上の優先交渉権者と価格交渉を行った結果、前項に該当する者が 2 者以上あるときは、見積金額の再精査を依頼し、その価格の結果により契約の相手方を決定するまで行うものとする。
3. 会計規則等に該当する理由により、第 1 項とは別の方法にて契約の相手方を決定する定めを設けたときは、前項の規定に優先する。

(契約)

第 14 条 契約の際は、会計規則、国立大学法人信州大学契約事務取扱規程、国立大学法人信州大学契約事務取扱細則及び国立大学法人信州大学工事請負契約事務取扱細則によることができる。

附則

本要領は、令和 3 年 10 月 19 日から実施する。